

2022年3月24日

＜石川＞内灘町と北陸電力株式会社及び北陸電力送配電株式会社との 地域連携に関する協定の締結について

内 灘 町
北 陸 電 力 株 式 会 社
北 陸 電 力 送 配 電 株 式 会 社

内灘町（町長 川口 克則）と北陸電力株式会社（執行役員 石川支店長 東田 隆一）及び北陸電力送配電株式会社（執行役員 石川支社長 木村 博喜）は、本日、地域連携に関する協定を締結いたしました。

本協定は、内灘町と北陸電力株式会社及び北陸電力送配電株式会社が相互に連携しながら地域が抱える課題やニーズに対応し、地域社会の持続的な発展の推進に寄与することを目的に締結するものです。

【連携事項】

1. 地域の安全安心、災害対策に関すること
2. 環境・地域エネルギーに関すること

＜別紙1＞ 内灘町と北陸電力株式会社及び北陸電力送配電株式会社との地域連携に関する協定の締結内容（概要）

＜別紙2＞ 内灘町と北陸電力株式会社及び北陸電力送配電株式会社との地域連携に関する協定書

【お問い合わせ】

内 灘 町：総務部総務課
（電話）076-286-6720

北陸電力：石川支店総務部総務労務チーム
（電話）076-233-8877

2022年3月24日

内 灘 町
北 陸 電 力 株 式 会 社
北 陸 電 力 送 配 電 株 式 会 社

内灘町と北陸電力株式会社及び北陸電力送配電株式会社との 地域連携に関する協定の締結内容（概要）

内灘町と北陸電力株式会社及び北陸電力送配電株式会社は、地域社会の持続的な発展を推進するため、「地域連携に関する協定」に基づき、以下の2つの連携事項について検討・推進して参ります。
※下記の■は主な連携事項の具体例

1. 地域の安全安心、災害対策に関すること

- 情報連絡や防災訓練における相互連携など地域防災に関する対応
- 災害発生時の電力確保のための相互連携
- 子供や高齢者の見守り活動への協力



「子ども 110 番の車」



停電復旧作業

2. 環境・地域エネルギーに関すること

- カーボンニュートラルに向けた取組みの促進
- 再生可能エネルギー等の利活用促進
- エネルギーに関する教育・啓発活動の実施



太陽光発電



出前授業

内灘町と北陸電力株式会社及び北陸電力送配電株式会社との
地域連携に関する協定書

本協定の締結を相互に証するため、本書3通を作成し、3者がそれぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和4年3月24日

内灘町（以下「甲」という。）と北陸電力株式会社（以下「乙」という。）及び北陸電力送配電株式会社（以下「丙」という。）（甲・乙・丙をあわせて以下「3者」という。）は、次のとおり地域連携に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、3者が相互の緊密な連携と協力により、地域が抱える課題やニーズに対応し、地域社会の持続的な発展に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 3者は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、協力する。

- (1) 地域の安全安心、災害対策に関すること。
- (2) 環境・地域エネルギーに関すること。

2 3者は、前項各号に定める事項を効果的に実施するため、必要の都度、協議を行うものとする。

（確認書等の締結）

第3条 本協定各条に定める3者の役割については、必要に応じて別に確認書等により定めるものとする。

（守秘義務）

第4条 3者は、本協定の検討又は実施により知り得た相手方の秘密情報（秘密情報である旨が明示された情報に限る。）を、相手方の了承なしに第三者に開示又は提供等してはならない。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する日の1か月前までに、甲、乙又は丙からの申し出がない限り、当該有効期間の満了の日の翌日から起算して1年間、本協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

（協議）

第6条 本協定に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、3者協議して決定する。

甲 石川県河北郡内灘町字大学1丁目2番地1
内灘町長

川口 克則 (自署)

乙 石川県金沢市下本多町六番丁11番地
北陸電力株式会社
執行役員 石川支店長

東田 隆一 (自署)

丙 石川県金沢市下本多町六番丁11番地
北陸電力送配電株式会社
執行役員 石川支社長

木村 博喜 (自署)